

## 介護保険関係条例の改正について

### ○瑞浪市介護保険条例の一部改正

①第9期瑞浪市介護保険事業計画の策定に伴う介護保険料の適用年度の改正

期間 令和6年度から令和8年度

②介護保険料所得段階及び基準所得金額の改正

所得段階	調整率	対象者
第1段階	基準額×0.455 (軽減後×0.285)	①生活保護受給者の人 ②老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の人 ③世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人
第2段階	基準額×0.685 (軽減後×0.485)	世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人
第3段階	基準額×0.69 (軽減後×0.685)	世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人
第4段階	基準額×0.90	本人が市町村民税非課税で、世帯の中に市町村民税課税者がいる人のうち、合計所得金額と、課税年金収入額の合計が80万円以下の人
【基準段階】 第5段階	基準額×1.00	本人が市町村民税非課税で、世帯の中に市町村民税課税者がいる人のうち、合計所得金額と、課税年金収入額の合計が80万円を超える人
第6段階	基準額×1.20	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人
第7段階	基準額×1.30	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人
第8段階	基準額×1.50	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人
第9段階	基準額×1.70	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の人
第10段階	基準額×1.90	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の人
第11段階	基準額×2.10	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の人
第12段階	基準額×2.30	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人
第13段階	基準額×2.40	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が720万円以上の人

※介護保険法施行規則改正に伴う改正。3月議会に上程予定。施行予定日：令和6年4月1日

### ○その他改正する予定の条例

- ・瑞浪市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例
- ・瑞浪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 等

※介護保険法施行規則改正に伴う改正。3月議会に上程予定。施行予定日：令和6年4月1日